

## 岩手県精神保健福祉審議会委員 募集要項

### 1 趣旨

岩手県精神保健福祉審議会（以下「審議会」という。）は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、精神保健福祉に関する事項の調査審議等を目的として県が設置した合議制の附属機関です。

今般、審議会の運営に広く県民の意見を反映させるため、委員の一部を公募します。

### 2 公募委員数

1 名

### 3 委員に応募できる方

(1) 県内に住所を有する方

（公務員及び保健・福祉・医療の業務に職業として従事している方は除きます。）

(2) 年に 1 ～ 2 回程度、盛岡市で開催する審議会に出席できる方（原則として平日の日中）

### 4 業務内容

審議会に御出席いただき、精神保健福祉に関する事項について、御意見・御提言をいただきます。

### 5 委員謝金等

審議会に出席する際の旅費及び謝金については、岩手県の規定により支給します。

### 6 委員任期

令和 8 年 7 月 1 日から令和 11 年 6 月 30 日までとします。

### 7 応募方法

(1) 応募の際に提出いただくもの。

ア 別紙「岩手県精神保健福祉審議会委員 応募申込書」 1 部

イ 応募の動機について、400 字から 800 字程度にまとめた作文 1 部

（様式は問いません。また、提出された作文はお返ししません。）

※ 電子メールによる提出の場合は、「ワード」又は「テキスト」形式としてください。

(2) 応募期間及び応募方法

令和 8 年 5 月 13 日（水）から 6 月 12 日（金）までの期間に、郵送又は電子メールにより下記事務局あて提出してください。

岩手県保健福祉部 障がい保健福祉課 こころの支援担当

〒020-8570 盛岡市内丸10-1

電話 019-629-5450（直通）

E-mail: AD0006@pref.iwate.jp

(3) 選考

県保健福祉部に設置する公募委員等選考委員会で審査のうえ決定します。

なお、選考結果については、6 月下旬（予定）に各応募者に通知します。